

第十二号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者
江戸川区長
多田正見

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号イ中「六級」を「五級」に改め、同号ロ中「五級」を「四級」に改める。

第三十三条第一号中「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に改める。

別表第一(一)の表中「八級」を「六級」に、「七級及び六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に改め、別表第一(二)の表中「六級」を「五級」に、「五級及び四級」を「四級及び三級」に、「三級」を「二級」に改める。

別表第二(一)及び(二)の表中「八級」を「六級」に、「七級及び六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（江戸川区行政不服審査会の設置等に関する条例の一部改正）

2 江戸川区行政不服審査会の設置等に関する条例（平成二十八年三月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「六級」を「五級」に改める。

（江戸川区建築審査会条例の一部改正）

3 江戸川区建築審査会条例（昭和五十八年三月江戸川区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「六級」を「五級」に改める。

（説明）

行政系人事制度の見直しにより、職務の級が変更されるため、規定を整備する必要がありますので、本案を提出いたします。